

◆◆市役所代表番号◆◆

☎ 58-2111 (伊奈庁舎・谷和原庁舎共通)

※旧谷和原村役場の番号(☎ 52-3141)にかけてもつながりますが、谷和原庁舎への直通電話ではありません。(最初に伊奈庁舎の電話交換室につながり、その後各課に転送されます。)

年末年始の可燃ごみの収集

年末年始の可燃ごみの収集日程は、次のとおりです。

●谷和原地区

年末 12月29日(金)

年始 12月30日(土)

●谷井田・三島・東地区

年末 12月28日(木)

年始 12月29日(金)

●板橋・小張・豊地区

年末 12月29日(金)

年始 12月30日(土)

で20歳以上)で、10アール以上の農地を耕作している経営主および同居の親族(親族の範囲は、6親等内の血族と配偶者および3親等内姻族)で年間おおむね60日以上耕作に従事している方

▼提出期限 申請書は行政協力員を通し配布・回収を行います。平成19年1月7日(日)までに申請用紙に必要事項を記入し、行政協力員に提出してください。

※申請書が届かない場合や不明の点は、農業委員会までお問い合わせください。

問 市谷和原庁舎農業委員会事務局  
☎ 58-2111  
(内線 81200~8122)

※不燃・粗大・資源ごみについても、ごみカレンダー(33ページ)をご確認のうえ、決められた日に出してください。

問 伊奈庁舎生活環境課  
☎ 58-2111(内線 1121)

つくば保健所からのお知らせ

①医師・歯科医師・薬剤師の方へ

日本に住所があつて、日本の医籍、歯科医籍、薬剤師名簿に登録されている医師、歯科医師、薬剤師の方はすべて、12月31日現在の氏名、従事先の名称などの事項を厚生労働大臣に届け出る必要があります。

▼提出期限 平成19年1月15日(月)

▼提出先 住所在地を管轄する保健所(従事先経由の場合は、従事先の所在地を管轄する保健所)

▼その他

・届出票は、病院等医療関係施設に従事している方については、その施設を通じて配布します。本人の希望により、保健所へ直接提出、従事する施設を通じて提出のいずれも可能です。

・病院などへ勤務していない方へは、保健所の窓口で用紙を

お渡しします。インターネットからのダウンロードも可能です。

②保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方へ

業務に従事している保健師・助産師・看護師および准看護師、歯科衛生士ならびに歯科技工士の方は、12月31日における氏名や従事などの状況を届け出る必要があります。

▼提出期限 平成19年1月15日(月)

▼提出先 就業地を管轄する保健所

▼その他 各医療・福祉関係施設などへ届出票を配布します。その施設を通じて提出してください。

※①、②について

問 つくば保健所地域保健推進室

☎ 029-851-9287  
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/tsukuba>

③調理師の方へ

業務に従事している調理師の方は、平成18年12月31日における氏名や従事などの状況を届け出る必要があります。

▼提出期限 平成19年1月15日(月)

▼提出先 茨城県調理師連合会

▼その他 各集団給食施設などへ届出票を配布します。

※③について

問 (社)茨城県調理師連合会  
☎ 029-226-0727  
〒310-0025  
水戸市天王町2-25

完了検査制度を知っていますか

建築確認を受けた建築物が完成した際には、建築基準法で完了検査が義務付けられています。工事が完了したときは「完了検査申請書」を行政機関または指定確認検査機関へ提出してください。

完了検査の結果、基準に適合していれば「検査済証」が発行されます。「検査済証」は、建築物の安全性などが確認された適合建築物の証です。

ご不明な点は、お問い合わせください。

問 県南地方総合事務所建築指導課  
☎ 029-822-8511